

金融庁行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案						現 行					
(集中管理の推進)						(集中管理の推進)					
第17条 <u>金融庁における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。</u>						第17条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、金融庁における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>					
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準					
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
一	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	三十年	(略)	一	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	三十年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事の記録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催経緯</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ <u>議事概要・議事録</u></li> <li>・ 配付資料</li> <li>・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		
			③ (略)		(略)				(略)		
		(2)~(7)	(略)		(略)			(2)~(7)	(略)		(略)

二	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） ③ (略)	三十年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)	三	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） ③ (略)	三十年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 (略)
		(2)~(7)	(略)		(略)			(2)~(7)	(略)		(略)
四	内閣府令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） ③ (略)	三十年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 (略)	四	内閣府令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ） ③ (略)	三十年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 (略)
		(2)~(5)	(略)		(略)			(2)~(5)	(略)		(略)
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は庁議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は庁議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					

五	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3) (略)	(略)	三十年	(略)	五	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)~(3) (略)	(略)	三十年	(略)
		(4)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯 (一の項から四の項まで及	① (略)		(略)			① (略)	(略)		
			②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			②立案の検討に関する審議会等文書(五の項イ)	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		
③~⑤ (略)	(略)	③~⑤ (略)	(略)								

		び五の項(1)から(3)までに掲げるものを除く。)									
六	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口） <u>及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書</u>	十年	（略） ・配付資料 <u>・議事の記録</u>	六	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項口） <u>（新設）</u>	十年	（略） ・配付資料 <u>（新設）</u>
七	庁議（これに準ずる	庁議の決定又は了	①～②（略） ③庁議に検討の	十年	（略） ・配付資料	七	庁議（これに準ずる	庁議の決定又は了	①～②（略） ③庁議に検討の	十年	（略） ・配付資料

	ものを含 む。この項 において 同じ。)の 決定又は 了解及び その経緯	解に関す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	ための資料と して提出され た文書(七の 項口)及び庁 議(国務大臣 を構成員とす る庁議に限 る。)の議事 が記録された 文書		・議事の記録		ものを含 む。この項 において 同じ。)の 決定又は 了解及び その経緯	解に関す る立案の 検討その 他の重要 な経緯	ための資料と して提出され た文書(七の 項口)(新設)		(新設)
			④(略)		(略)				④(略)		(略)
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基 準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基 準の設定及びその経緯					
八	複数の行 政機関に よる申合 せ及びそ の経緯	複数の行 政機関に よる申合 せに関する 立案の 検討及び 他の行政 機関への 協議その 他の重要	①～③(略) ④他の行政機関 との会議に検 討のための資 料として提出 された文書及 び当該会議の 議事が記録さ れた文書その 他申合せに至	十年	(略) ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料	八	複数の行 政機関に よる申合 せ及びそ の経緯	複数の行 政機関に よる申合 せに関する 立案の 検討及び 他の行政 機関への 協議その 他の重要	①～③(略) ④他の行政機関 との会議に検 討のための資 料として提出 された文書及 び当該会議の 議事が記録さ れた文書その 他申合せに至	十年	(略) ・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料

		な経緯	る過程が記録された文書 (八の項口)			な経緯	る過程が記録された文書 (八の項口)		
			⑤ (略)				(略)		
九	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	十年	(略)	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	十年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>
			③～⑤ (略)		(略)		③～⑤ (略)		(略)
十	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	十年	(略)	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	十年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>		②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事概要・議事録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>
			③～⑤ (略)		(略)		③～⑤ (略)		(略)
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯				

十一	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項） ②～⑤（略）	十年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・<u>議事の記録</u></li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul> (略)		十一	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項） ②～⑤（略）	十年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・<u>議事概要・議事録</u></li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul> (略)	
----	------------------	--	---------------------------------	----	---	--	----	------------------	--	---------------------------------	----	--	--

		の検討 その他 の重要 な経緯						の検討 その他 の重要 な経緯			
		(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①(略) ②審議会等文書 (十四の項 口) ③~④(略)	判決、決 定その 他の処 分がさ れる日 に係る 特定日 以後十 年	(略) ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 (略)			(5)不服申 立てに 関する 審議会 等にお ける検 討その 他の重 要な経 緯	①(略) ②審議会等文書 (十四の項 口) ③~④(略)	判決、決 定その 他の処 分がさ れる日 に係る 特定日 以後十 年	(略) ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 (略)
		(6)(略)	(略)	(略)	(略)			(6)(略)	(略)	(略)	(略)
十二	法人の権 利義務の 得喪及び	(1)行政手 続法第 2条第	①立案の検討に 関する審議会 等文書(十の	十年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録			(1)行政手 続法第 2条第	①立案の検討に 関する審議会 等文書(十の	十年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録



その経緯	8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	項)		・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	その経緯	8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	項)		・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
	(2)~(4) (略)	②~⑤ (略)	(略)	(略)		(2)~(4) (略)	②~⑤ (略)	(略)	(略)
	(5)不服申	① (略)	裁決、決	(略)		(5)不服申	① (略)	裁決、決	(略)

		立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	②審議会等文書 (十四の項目) ③～④(略)	定その他の処分がされる日に係る特定日以後十年	・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・答申、建議、意見 (略)
		(6)(略)	(略)	(略)	(略)
十三 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
十四	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(一の項)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	十年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	②審議会等文書 (十四の項目) ③～④(略)	定その他の処分がされる日に係る特定日以後十年	・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・答申、建議、意見 (略)
		(6)(略)	(略)	(略)	(略)
十三 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の事項					
十四	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(一の項)	①立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	十年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言

		から十三の項までに掲げるものを除く。)	②～⑤ (略)		(略)			から十三の項までに掲げるものを除く。)	②～⑤ (略)		(略)
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)			(2) (略)	(略)	(略)	(略)
十五～十六 (略)						十五～十六 (略)					
十七	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人 通則法 (平成11年法律第103号) その他の法律の規定による 中期目標の制定又は 変更	① (略) ②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書 (二十四の項口)	十年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・意見	十七	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人 通則法 (平成11年法律第103号) その他の法律の規定による 中期目標の制定又は 変更	① (略) ②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書 (二十四の項口)	十年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・意見

		関する 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯	③～④（略）					関する 立案の 検討そ の他の 重要な 経緯	③～④（略）		
		(2)（略）	(略)	(略)	(略)			(2)（略）	(略)	(略)	(略)
十 八	政策評価 に関する 事項	行政機関 が行う政 策の評価 に関する 法律（平 成13年法 律第86 号。以下 「政策評 価法」と いう。） 第6条の 基本計画 の立案の 検討、政 策評価法	①政策評価法第 6条の基本計 画又は政策評 価法第7条第 1項の実施計 画の制定又は 変更に係る審 議会等文書 （二十六の項 イ）	十年	・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言			行政機関 が行う政 策の評価 に関する 法律（平 成13年法 律第86 号。以下 「政策評 価法」と いう。） 第6条の 基本計画 の立案の 検討、政 策評価法	①政策評価法第 6条の基本計 画又は政策評 価法第7条第 1項の実施計 画の制定又は 変更に係る審 議会等文書 （二十六の項 イ）	十年	・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言
			②～⑥（略）		(略)				②～⑥（略）		(略)

		第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯						第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯			
十九 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
二十	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略)	(略)	(略)	(略)			(1) (略)	(略)	(略)	(略)
		(2) 審議会等（一の項から十九の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	十年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・<b>議事の記録</b></li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>			(2) 審議会等（一の項から十九の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	十年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・<b>議事概要・議事録</b></li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> </ul>
二十一～二十四 (略)						二十一～二十四 (略)					

二十五	国際会議 (外国政府との交渉を含む。)に関する事項	国際会議に関する重要な経緯	国際会議に関する重要な経緯が記載された文書	十年	・ 発言要領 ・ <u>議事の記録</u> ・ 合意文書
二十六～三十四 (略)					
備考					
一 (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣官房令</u> 、人事院規則等の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣官房令</u> 、人事院規則等の規定による。					
三～五 (略)					
附 則					
1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。 (削る)					
<u>2</u> 金融庁行政文書管理規則（平成13年1月16日金融庁訓令第2号）は、廃止する。					
二十五	国際会議 (外国政府との交渉を含む。)に関する事項	国際会議に関する重要な経緯	国際会議に関する重要な経緯が記載された文書	十年	・ 発言要領 ・ <u>議事録</u> ・ 合意文書
二十六～三十四 (略)					
備考					
一 (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 <u>内閣府令</u> 、人事院規則等の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ <u>内閣府令</u> 、人事院規則等の規定による。					
三～五 (略)					
附 則					
1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。					
<u>2</u> <u>第2条第5号の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、第18条第1項中「文書管理システム」とあるのは「金融庁総合的文書管理システム」とする。</u>					
<u>3</u> 金融庁行政文書管理規則（平成13年1月16日金融庁訓令第2号）は、廃止する。					